

○総務省告示第八十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアアセスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。
平成二十四年三月二十六日

総務大臣 川端 達夫

第二項ただし書を削り、同項の表中

国際輸送用データ伝送用

一秒 注7

一ミリ秒

を

国際輸送用データ伝送用	一秒 注7	一ミリ秒
動物検知通報システム用	六〇〇秒 注10	一秒 注10

に改め、同表に次の注を加える。

注10 空中線電力が一〇ミリワット以下の無線設備については、表の値にかかわらず、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。

第三項第一号中「限る。」の下に「、動物検知通報システム用」を加える。

第五項第六号中「無線設備」の下に「のうち、その空中線電力が一〇ミリワット以下であるもの」を加える。